

今年のゴールデンウィークは、最大で9連休。コロナ前の賑わいが戻り、車も電車も混雑しました。楽しい連休を過ごされましたか？

TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>

令和5年5月8日

代表社員 石田 洋 祐

● 今後は免税事業者向けにインボイスの周知広報を強化

3月末時点のインボイス発行事業者の申請件数は累計約320万件で、法人の課税事業者のうち約95%、個人事業者の課税事業者のうち約75%が申請したと推計されます。国税庁は今後、登録要否を検討する免税事業者に対し、全国の各税務署で「登録要否相談会」を開催、また、DMなどを活用して税制改正の内容等の情報を届ける取組も4月から5月にかけて順次実施するとのことです。

● 国税庁 インボイス Q&A を改訂

国税庁は令和5年度税制改正に対応するため、4月14日、インボイス制度に係る「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」を改訂しました。QAは全127問のうち15問が新設されました。約3割に改定がありました。そのうちいくつかを紹介します。

(1) 売上に係る対価の返金等に関連してQAを追加

売上に係る対価の返金等（いわゆる売上値引・返品・割戻）については売手側が「適格請求書」を発行しなければなりません。販売奨励金や売手負担の振込手数料相当もこれに該当し原則「適格返還請求書」を発行しなければなりません。令和5年度改正で税込金額が1万円未満の際に適格返還請求書の交付義務が免除されることを踏まえて、1万円未満の金額の判定単位（Q29）が追加されました。具体的には返還

した金額や値引きの対象となる請求や債権の単位ごとに減額した金額により判定することとなります。

(2) 小規模事業者の事務負担軽減（帳簿の保存）

基準期間の課税売上高が 1 億円以下等の事業者を対象に、1 万円未満の課税仕入れは一定事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除を適用できる「少額特例」の経過措置（令和 5 年 10 月 1 日から 11 年 9 月 30 日までの課税仕入れ）が設けられました(Q108)。また、この 1 万円未満か否かの判定単位に関する問が追加され(Q109)、1 回の取引の課税仕入れに係る税込金額が 1 万円未満の際に少額特例の対象となり、基本的には、取引ごとに交付等される請求書などの書類等の単位で判定することが考えられるとしました。ただ、月まとめ請求書のように複数の取引をまとめた単位により判定することにはならないとしています。

令和 5 年度改正では、適格返還請求書の省略や、令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けられる場合の手続き、免税事業者がインボイスの登録事業者になった場合の納税負担の軽減措置などインボイス関係の改正があったため今回の QA 改定は実務上非常に参考になります。インターネットで「インボイス QA 国税庁」などと検索すれば国税庁のホームページで QA 本文が見られますのでご参考にしてください。

（国税庁：適格請求書等保存方式に関する Q&A）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>